

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定によって、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成二十一年十月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

| | | | | | | |
|-----------|---------|----------|--|------------------------------------|-----------------------------------|-----------------|
| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分(%) | その他規格 | 生産業者の氏名又は名称及び住所 | 登録有効期 |
| 広島県第一一五三号 | 副産石灰肥料 | かき副産石灰 | アルカリ分 四六・〇 | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり | 有限会社日本クラシコ 京都府京都市左京区修学院北沢沢町一番地 | 平成二十七年 四月三〇日 |
| 広島県第一一五四号 | 副産石灰肥料 | 粉状副産石灰肥料 | アルカリ分 四六・〇 | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり | 福種株式会社 福井県福井市開発町第一号三三番地一 | 平成二十七年 五月二三日 |
| 広島県第一一四一号 | 混合有機質肥料 | 混合有機五六一号 | 窒素全量 五・〇 りん酸全量 六・〇 加里全量 二・〇 | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり | 西日本興産株式会社 大阪府大阪市東成区大今里四丁目三番一八号 | 平成二十四年 六月二三日 |
| 広島県第一一三五号 | 副産石灰肥料 | かきから肥料 | アルカリ分 四五・〇 | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり | かきから工業協同組合 広島県広島市南区仁保四丁目一九番八号 | 平成二十七年 七月二三日 |
| 広島県第一一四四号 | 副産石灰肥料 | 卵殻 | アルカリ分 五〇・六 | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり | 株式会社マルサン 広島県広島市東区東蟹屋町一八番四〇号 | 平成二十七年 八月二一日 |